

要望事項 1

日本の薬物事犯の裁判は形骸化されています。弁護士は減刑を、検事は重罰を、裁判官は型通りの刑を申し渡すだけで、そこには依存症治療につなげる手立てがありません。裁判が依存症治療につなげられる場になるように薬物事犯の裁判のあり方を見直すことを求めます。

(回答)

- 1 刑事裁判は、犯罪の疑いがある場合に、事実の存否を明らかにし、被告人に刑罰を科すべきかどうかを判断し、刑罰を科すべきであるとした場合に適正な刑の量定をするものです。そして、裁判所によって宣告される判決を通じ、犯罪者の再犯防止及び改善更生が期待されています。
- 2 現在、衆議院において継続審議申の「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」（以下「薬物法」という。）は、犯罪者の再犯防止及び改善更生を図るため、刑の一部の執行猶予制度を導入することなどを内容とするものですが、特に薬物法については、薬物使用等の罪を犯した者について、いわゆる初入者に当たらない者であっても、刑の一部の執行猶予を言い渡すことができることとするとともに、その猶予の期間中必要的に保護観察に付することとし、刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することにより、再犯防止及び改善更生を促そうとするものであり、当省としては、両法律案の速やかな可決を期待しているところです。

要望事項 2

処方薬の過剰投与は刑務所内でも問題になっていると聞き及びます。実態についての調査を求めます。

(回答)

一般に、薬剤の処方内容は、医師が患者を診察した上で、患者の体力、症状、既往歴等様々な事情を考慮して判断するものであり、これは、刑事施設内においても同様です。

したがって、単に薬剤の処方量の多寡のみをもって、一概に過剰処方か否かを判断できるものではないため、そうした調査を行うことは困難であると考えます。

なお、今後とも適切な医療を実施してまいります。

要望事項 3

刑務所収容中にミーティングへの参加、薬物依存の進行と回復のメカニズムの学習といった回復への積極的取組について理解を深める機会を十分に与え、釈放後の回復努力につないでいくことを求めます。

(回答)

- 1 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(平成19年6月「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改称)に基づいて、平成18年5月から、受刑者には、矯正処遇の一つとして改善指導の受講が義務付けられました。
- 2 刑事施設では、麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者を対象に、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせることを目的に指導しています。
- 3 主な指導内容としては、薬物の薬理作用と依存症、薬物使用の影響、薬物依存からの回復、再使用防止のための方策等を取り上げています。
- 4 指導に当たっては、ダルク等の民間自助団体と連携し、民間自助団体から指導者を招へいするとともに、グループワークの手法を積極的に取り入れて実施しています。
- 5 さらに、受刑者には、出所後も断薬を継続することを目的に、ダルク等の民間自助団体が実施するプログラムへの参加につなげるべく、民間自助団体に関する情報を提供しています。

要望事項 4

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律に伴い、更生保護法の改正の中で、「薬物依存がある対象者に対しては薬物依存改善に資する医療や、薬物依存改善のプログラムを受けることを指示すること」としていますが、社会の中でその受け皿は十分準備されているとはいえない現状があります。ダルクや自助グループに頼るだけでなく、国が責任をもって必要量を確保して行くことを求めます。

(回答)

御指摘の点も踏まえて、今後とも関係省庁や関係団体との協議等を行いつつ、社会内における薬物依存のある保護観察対象者等の薬物依存改善のために必要な社会資源の確保に努めてまいりたいと思います。

要望事項 5

自立準備ホームの委託費 1 日約 4700 円では、生活は出来ても医療まで受けることは出来ません。自立準備ホームの入所者の医療費について国が補助することを求めます。

(回答)

医療費については、当省の所管外となります。

要望事項 6

薬物問題を持つ満期出所の者が、一日も早く社会参加していけるよう、住居等の確保や、回復プログラムを受けられるようなシステムづくりを求めます。

(回答)

- 1 更生保護法では、刑事施設等を満期釈放となった者については、本人の申出に基づき宿泊の供与や金品の給貸与などを行うことができる更生緊急保護（注1）を実施しています。
- 2 住居の確保については、更生保護施設において、薬物問題を持つ満期出所の者を含む刑務所出所者等を受け入れているほか、平成23年度からは、緊急的住居確保・自立支援対策(注2)として、NPO法人等に対し、このような者への宿泊場所の提供等を委託しています。
- 3 また、平成24年4月から、ダルクや自助グループ等が行うグループミーティング等に薬物問題を持つ満期釈放者等が参加することを委託する「薬物依存回復訓練」の委託を開始しています。
- 4 今後も、これらの制度を適切に運用することにより、満期釈放者の社会復帰を促進してまいりたいと思います。

(注1) 更生緊急保護

満期釈放者や起訴猶予者等に対し、病気、けが、適当な住居や職業がないなどの事情により改善更生が妨げられるおそれがある場合、福祉機関等からの援助が直ちに受けられない場合や、その援助だけでは十分でない場合に、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずること。

(注2) 緊急的住居確保・自立支援対策

宿泊場所を保有するNPO法人等のうち、事業を確実に実施できると認められる事

業者を、あらかじめ保護観察所に登録し、当該事業者に対して、宿泊場所、食事の提供及び自立準備支援を委託して、行き場のない刑務所出所者等の受入れ先を確保するもの。

法務省保護局

要望事項7

保護観察所に於いて薬物事犯者の引受人に対して、講習会をより積極的に実施することを求めます。

(回答)

- 1 引受人会・家族会については、これまで一部の保護観察所で実施していたところ、平成23年度から全ての保護観察所において実施しております。
- 2 今後も、関係機関・団体と連携しつつ、その積極的な実施に努めてまいりたいと思います。